

小川地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
岩泉町	平成25年3月27日	令和4年2月17日
対象地区名(地区内の集落名)		
小川地区(婁綿集落、谷内向集落、田山・穴沢集落、南沢集落、石畑集落、門・名目入集落、三田貝集落、救沢集落、中沢・浅不動集落、小松山集落、雷峠集落、見内川集落、国境集落、権現集落)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	428.09 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	240.91 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	112.93 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	35.26 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	46.70 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.90 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

山林、傾斜地を活用した畑わさび、菌茸生産が盛んな一方、農業者の高齢化が進み後継者不在の農家が増えている。また、傾斜地が多く小面積の農地が点在しており、一部遊休農地化が進んでいることから、農地中間管理機構を通じた中心経営体への農地の集積・集約化を進める必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南沢集落は中心経営体がないことから、農地利用は当面地域の個人農家で担い、他地区の中心経営体の利用も促していく。また、集落営農を含めた新たな中心経営体を確保、育成していく。

南沢集落以外の集落での農地利用は、地域の認定農業者を主として中心経営体が担うほか、他地区の中心経営体の利用も促していく。また、集落営農を含めた新たな中心経営体を確保、育成していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理事業の活用	農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集約化を進めるとともに、園芸作物や飼料作物などの作付けなどを通して農地の遊休農地化を防ぐ。
(2) 地域特産物の作付と高付加価値化	新規就農者が増えている畑わさびの作付けやその加工品を生産などを通して、地域食材の高付加価値化を目指す。
(3) 新規就農者・農業後継者の確保	新規就農者支援事業や農業後継者支援事業等を活用し、新規就農者や農業後継者など新たな担い手の確保を図っていく。
(4) 地域活動の促進	中山間等直接支払の交付金制度による活動を中心に、地域ぐるみで生産基盤の保全と環境整備に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	17 人	法人
② 認定新規就農者	4 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	14 人	法人

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	57.80 ha	428.09 ha	14 %
今後	88.70 ha	428.09 ha	21 %